

さいたま市告示第810号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の確認をしたので、同法第58条の11の規定により別紙のとおり告示する。

令和8年5月11日

さいたま市長 清水 勇 人

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の確認をした子ども・子育て支援施設等

※の欄は、個人が行う居宅訪問型事業は、プライバシー保護の観点から個人住所を非公開としております。

さいたま市

特定子ども・子育て支援提供者の名称	特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所		確認の年月日	子ども・子育て支援施設等の種類	子ども・子育て支援法施行規則第28条の20第3項を満たしているか否かの別（一日8時間以上、一年200日以上開園）	特記事項
	名称	所在地※				
株式会社日本保育サービス	ASC International School 浦和美園	さいたま市緑区中野田29-2 スターズスクエア浦和美園1階	令和8年4月1日	認可外保育施設	—	
野呂 咲子	野呂 咲子	(省略)	令和8年5月1日	認可外保育施設（居宅訪問型）	—	